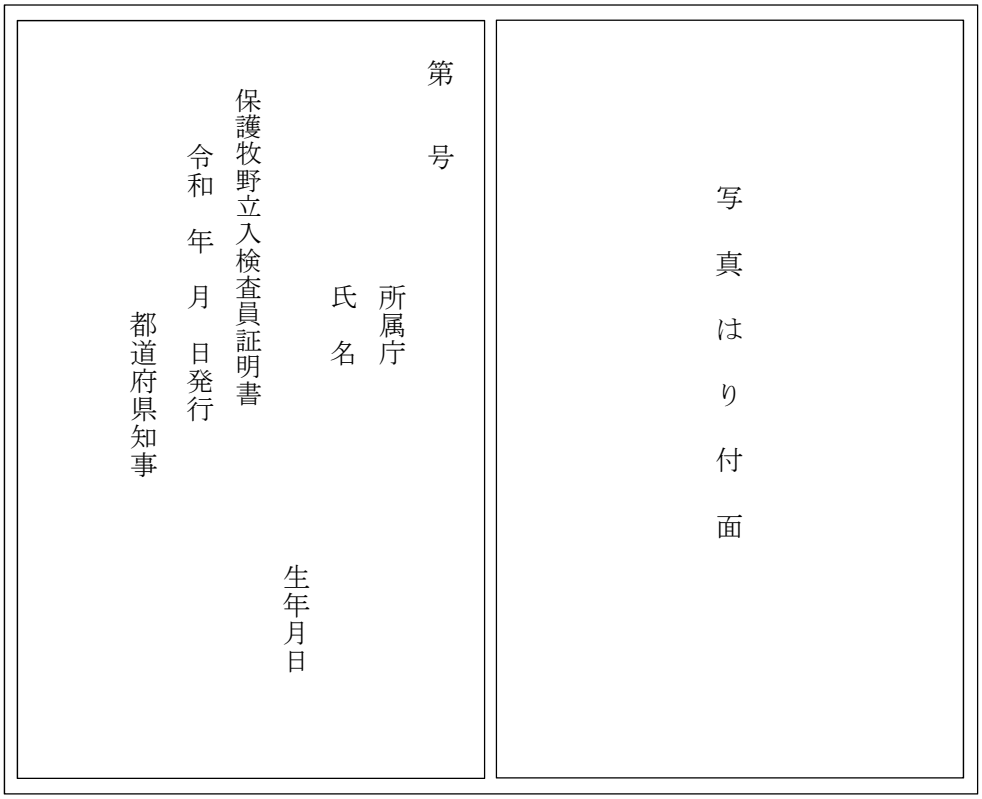
様式第二号（第二十一条関係）

表



裏

この証票を携帯する職員は、牧野法第十二条により保護牧野に立入検査を行う職権を有するものである。

牧野法抜すい

第十二条　都道府県知事は、第九条第一項の指示に係る措置の実施を確保するため必要があるときは、その職員に当該保護牧野に立ち入らせ、当該指示に係る措置の実施状況を検査させることができる。

第二項　第六条第三項及び第四項の規定は、前項の立入検査について準用する。

第六条第三項　第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第四項　第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

8 cm

12 cm